# 介護予防・日常生活支援総合事業説明会

## ～自立支援の取組～

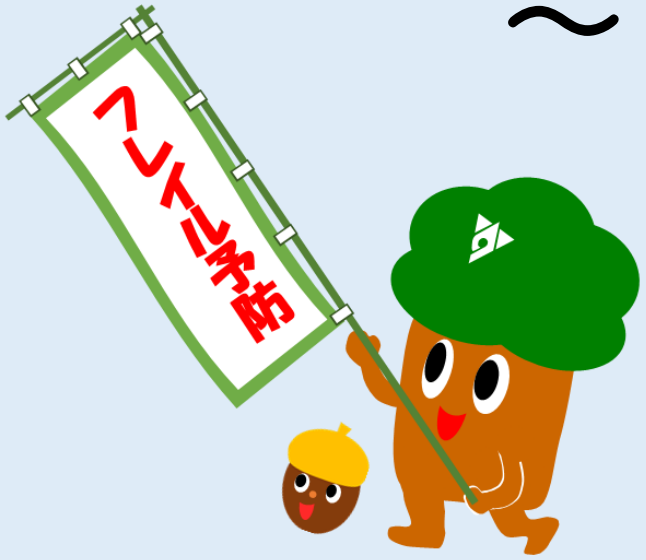


令和７年５月２３日(金)
午後４時半から午後５時半まで
秦野市福祉部高齢介護課

# 本日の内容

1　秦野市の高齢者を取り巻く現状と課題

2　自立支援

3　介護予防・日常生活支援総合事業

4　そのほかの取組

# Ⅰ　秦野市の高齢者を取り巻く現状と課題

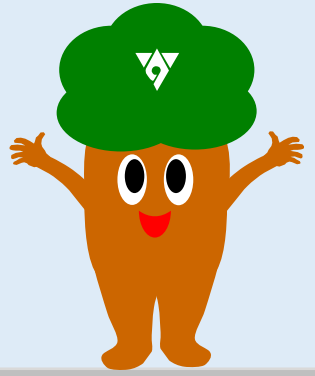

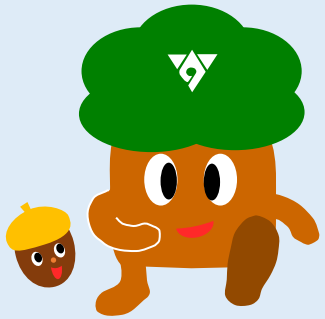

# （1）　人口と高齢化率の推移

（単位：人）

| | 実績値 | | | | 推計値 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R12 | R17 | R22 |
| 住民基本台帳人口 | 160,012 | 159,688 | 159,314 | 158,692 | 157,767 | 156,883 | 152,666 | 145,905 | 137,901 |
| ６５歳以上 | 49,245 | 49,542 | 49,718 | 49,951 | 50,248 | 50,467 | 51,355 | 52,083 | 53,438 |
| 前期高齢者 | 25,444 | 24,220 | 22,872 | 21,557 | 20,472 | 19,659 | 19,065 | 20,975 | 23,559 |
| 後期高齢者 | 23,801 | 25,322 | 26,846 | 28,394 | 29,776 | 30,808 | 32,290 | 31,108 | 29,879 |
| 高齢化率 | 30.8% | 31.0% | 31.2% | 31.5% | 31.8% | 32.2% | 33.6% | 35.7% | 38.8% |

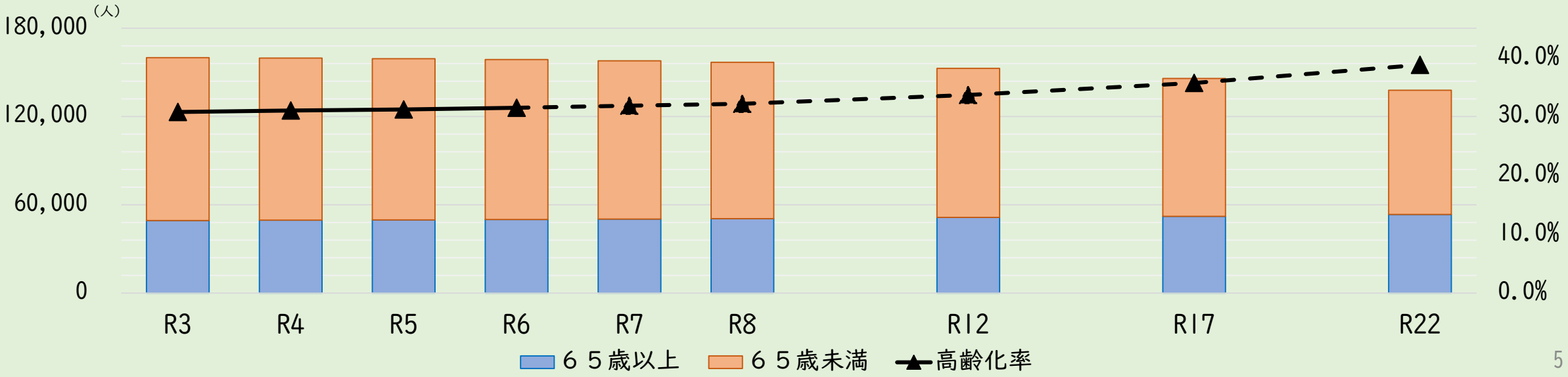

# （2）　現役世代の負担割合

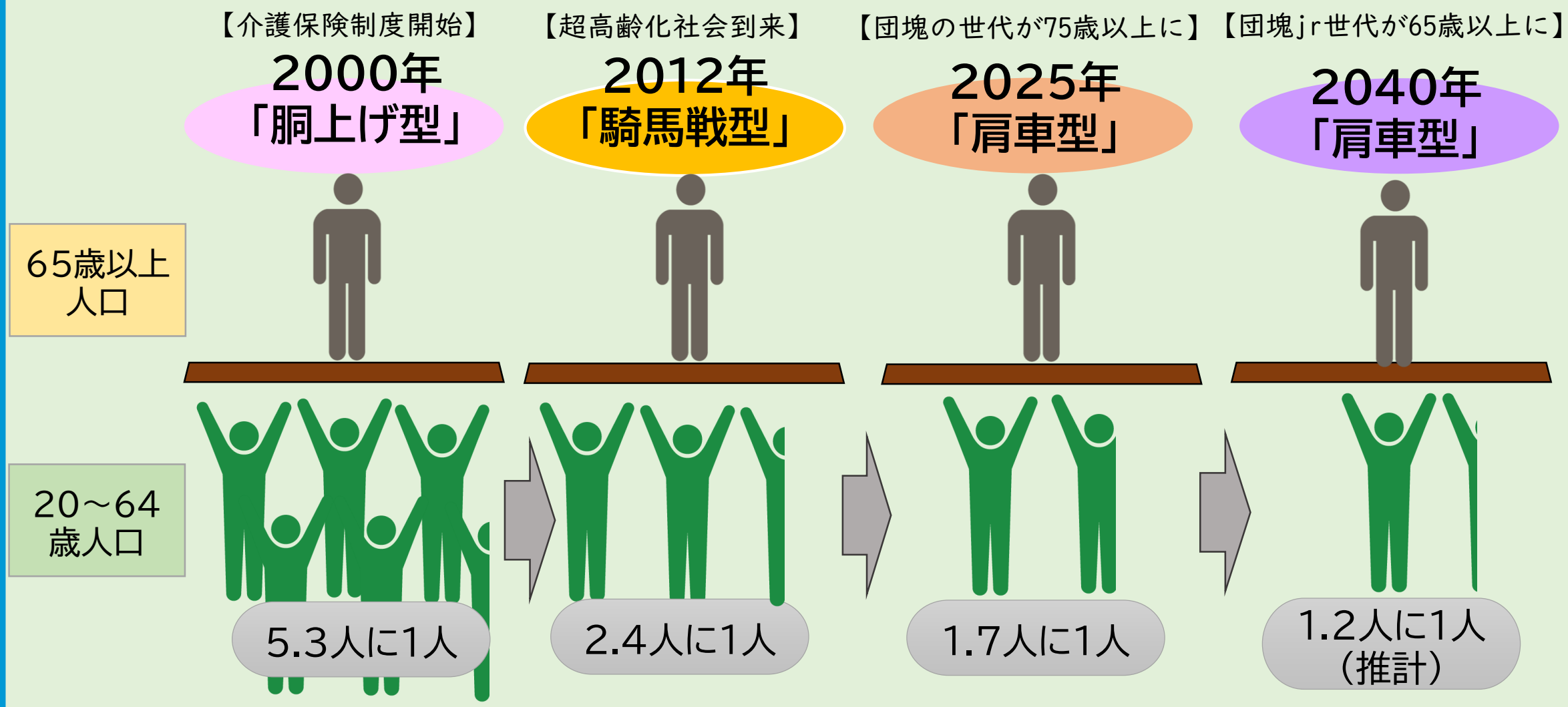


出典：将来人口推計より作成

# （3）　認定者数と認定率の推移

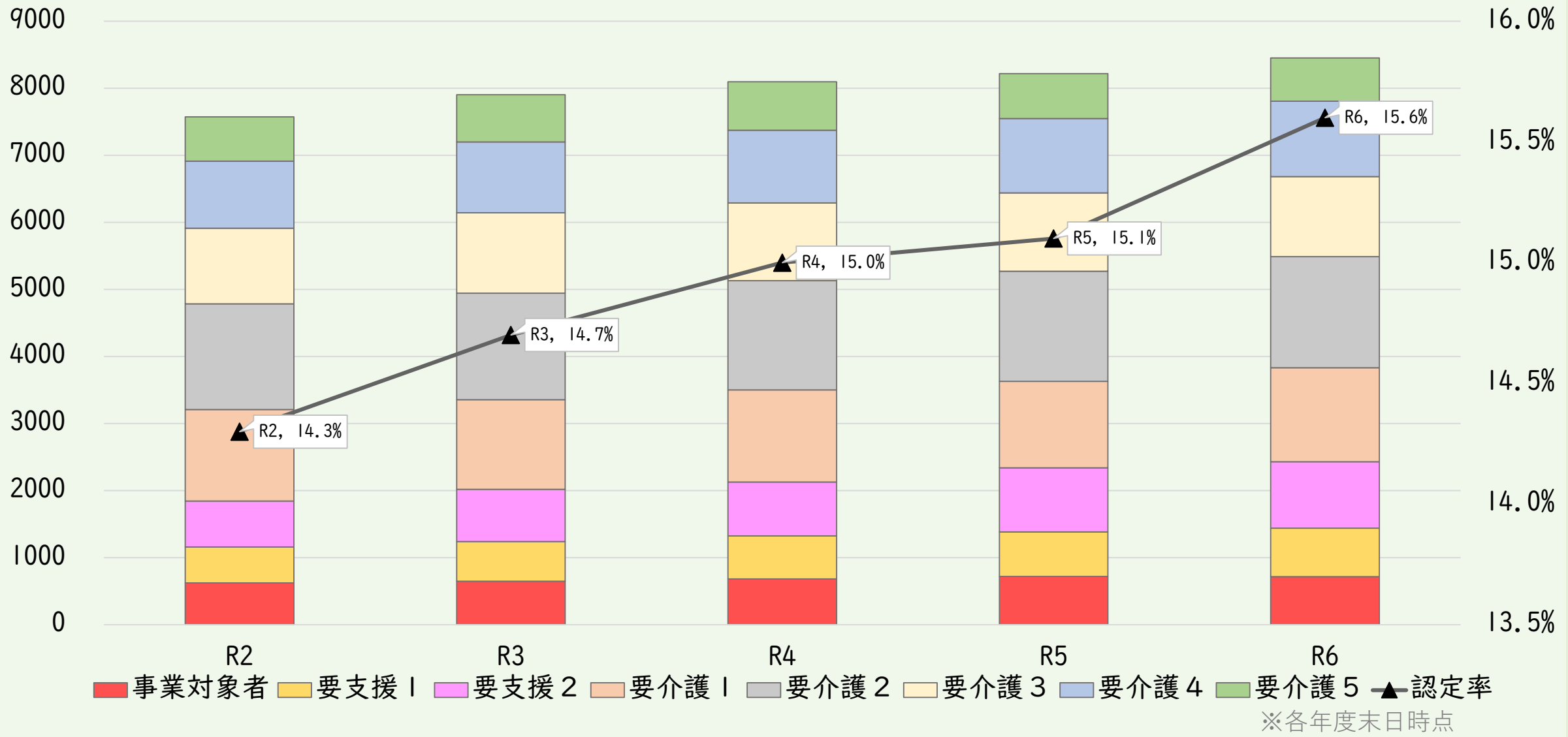


※各年度末日時点

出典：見える化システム及び秦野市事業統計より作成

# （4）　認定者数の伸び率（R2年度比）

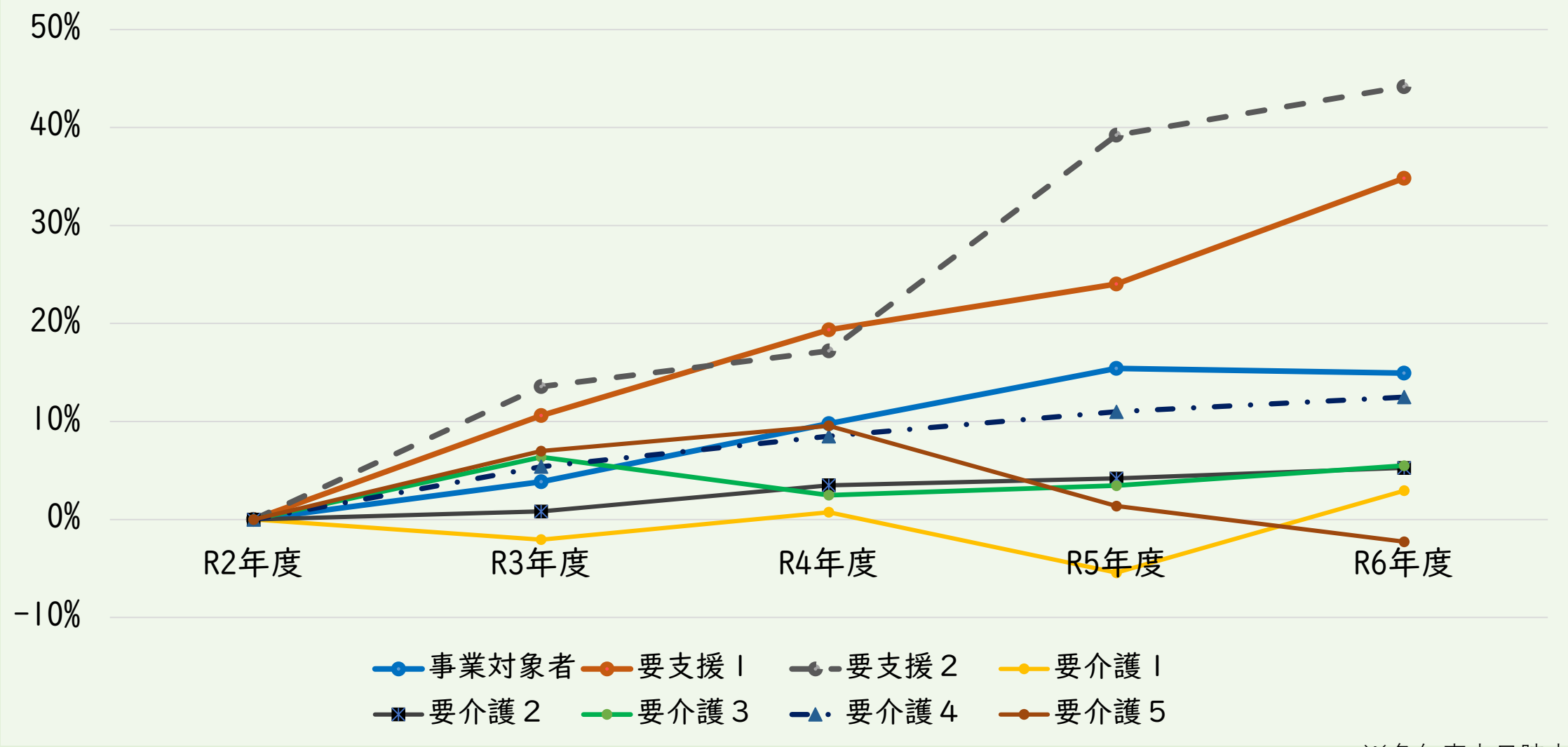


※各年度末日時点

出典：見える化システム及び秦野市事業統計から作成

# （5）　７５歳以上及び８５歳以上の介護度別認定率

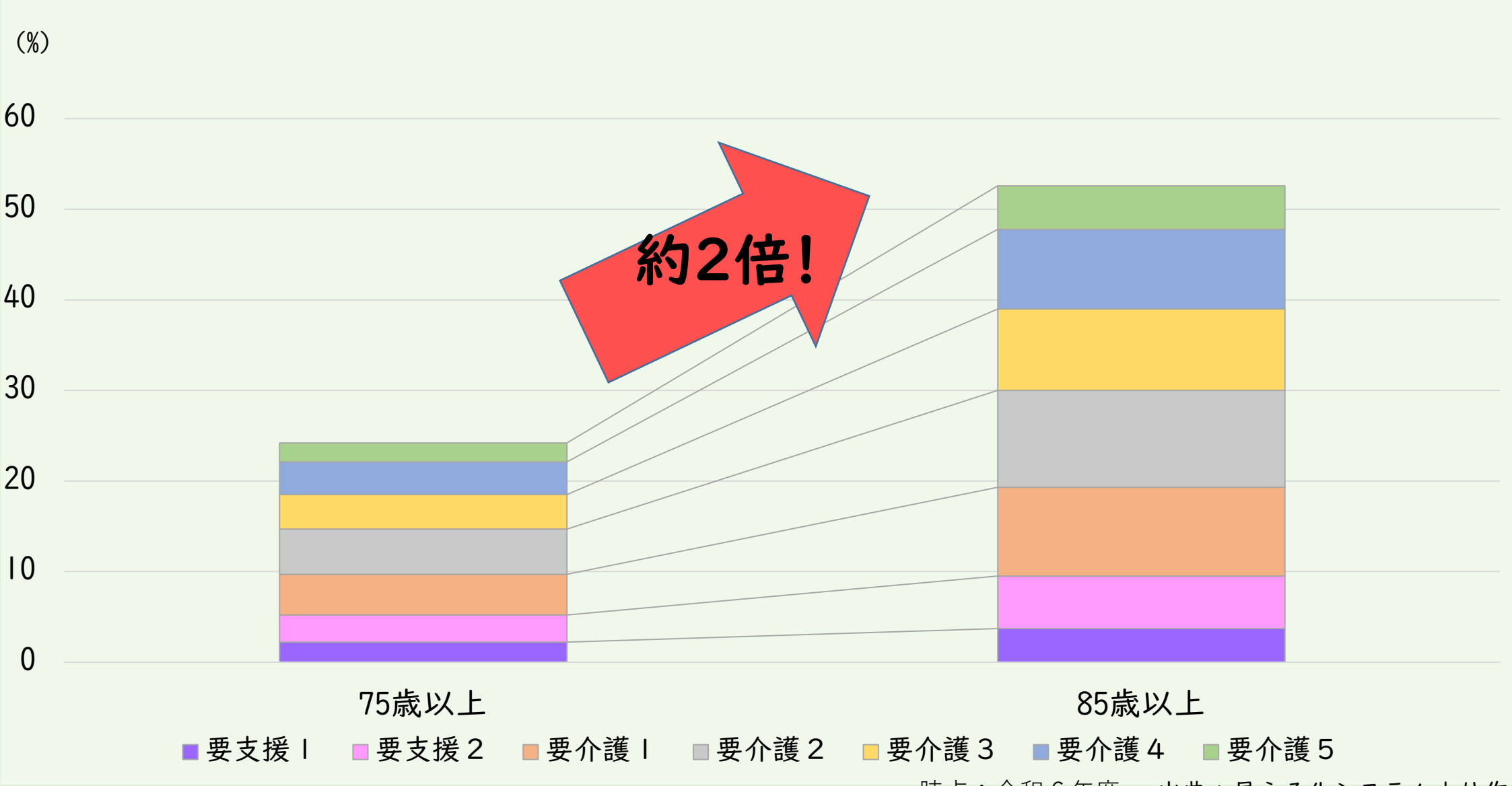


時点：令和６年度　　出典：見える化システムより作成

# （6）　これからの秦野市の人口構造の変化

表　2020年と2040年の齢階級別人口の変化

| | 2020 | | 2040 | | 変化量 |
|---|---|---|---|---|---|
| | （人） | （%） | （人） | （%） | 人<br>% |
| 総数 | 162,439 | 100 | 139,888 | 100 | -22,551<br>-13.9 |
| 0-14歳 | 17,814 | 11.0 | 12,133 | 8.7 | -5,681<br>-31.9 |
| 15-64歳 | 95,691 | 58.9 | 73,396 | 52.5 | -22,295<br>-23.3 |
| 65-74歳 | 25,522 | 15.7 | 23,322 | 16.7 | -2,200<br>-8.6 |
| 75-84歳 | 17,065 | 10.5 | 16,370 | 11.7 | -695<br>-4.1 |
| 85歳以上 | 6,347 | 3.9 | 14,667 | 10.5 | 8,320<br>131.1 |
| （再掲）65歳以上 | 48,934 | 30 | 54,359 | 38.9 | 5,425<br>11.1 |
| （再掲）75歳以上 | 23,412 | 14.3 | 31,037 | 22.2 | 7,625<br>32.6 |

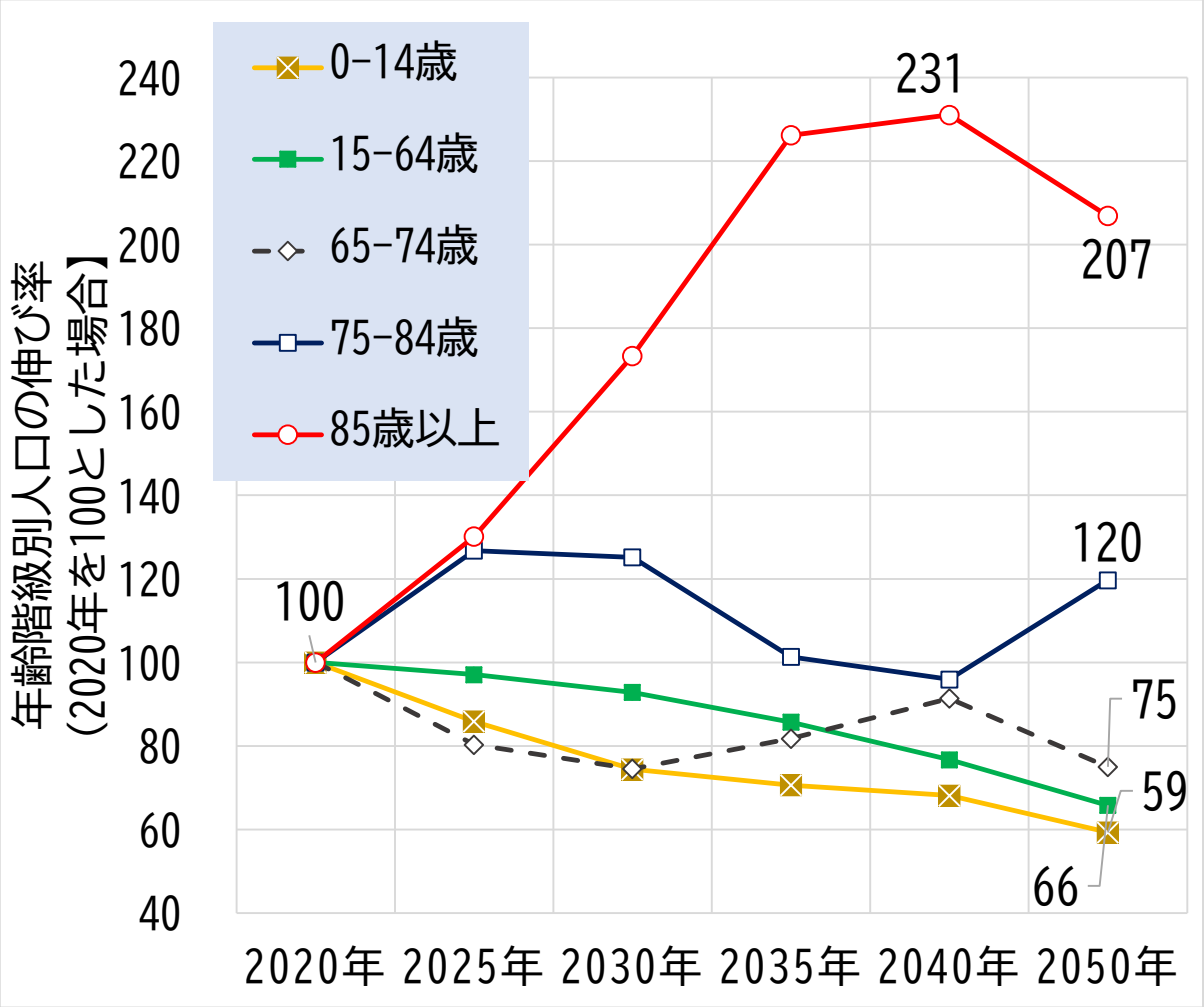


図　年齢階級別人口の伸び率の推移

出典：国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）より作成

# （7）　保険給付費及び地域支援事業費の推移

（各年度末日現在）　（単位：千円）

| | | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 保険給付費 | | 10,896,607 | 11,368,291 | 11,714,276 | 12,018,018 | 12,220,855 |
| | 居宅サービス | 5,596,895 | 5,846,952 | 6,031,455 | 6,247,625 | 6,398,713 |
| | 地域密着型サービス | 1,402,419 | 1,488,505 | 1,538,092 | 1,544,635 | 1,543,214 |
| | 施設サービス | 3,897,293 | 4,032,834 | 4,144,729 | 4,225,758 | 4,278,928 |
| 地域支援事業費 | | 454,156 | 507,537 | 532,036 | 566,288 | 594,563 |

出典：給付費推計より作成

# （8）　介護保険料（基準額）推移

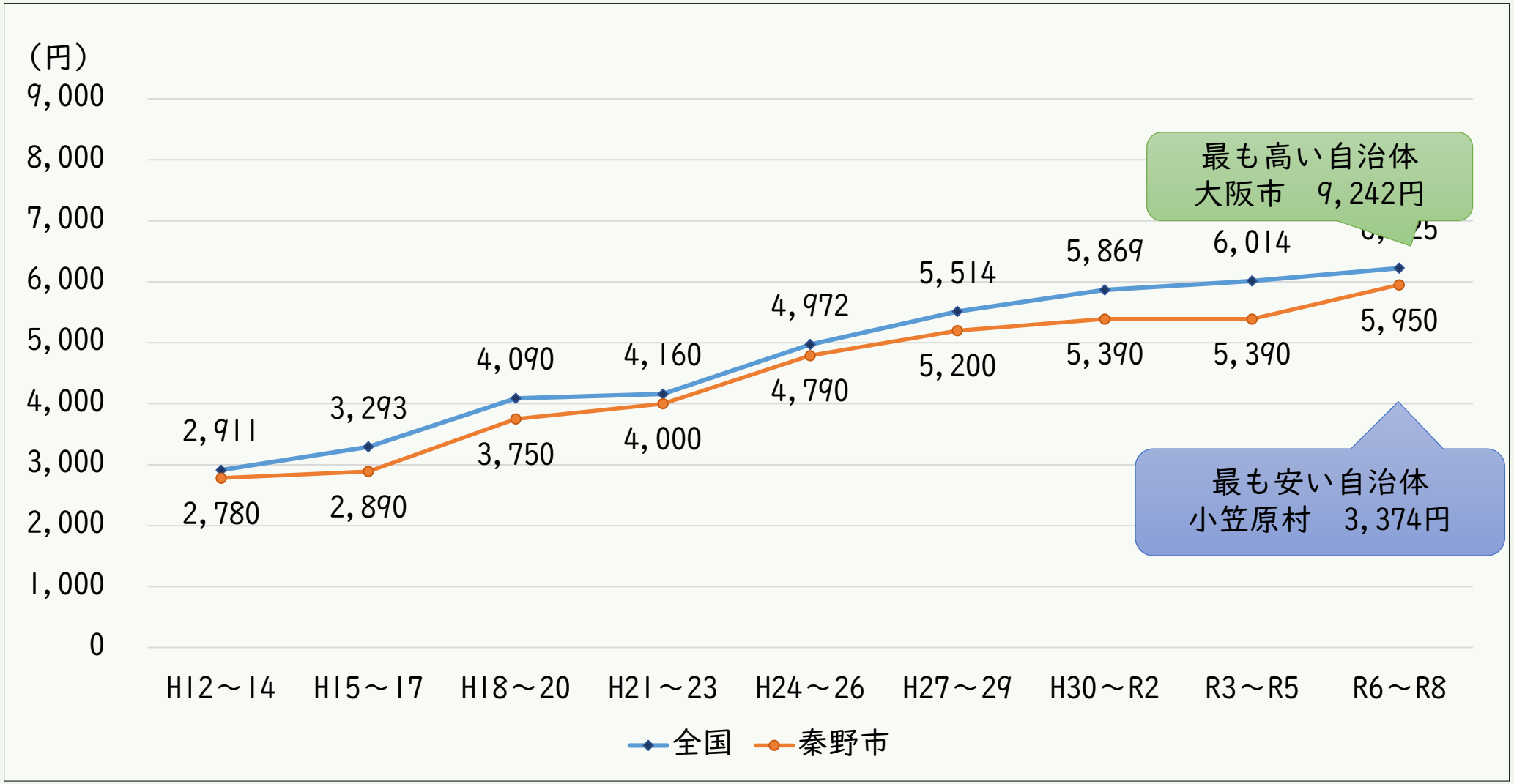


出典：厚生労働省「第９期介護保険事業計画期間における介護保険の第１号保険料及びサービス見込み量等について」より作成

# （9）　介護・介助が必要になった主原因と平均余命と平均自立期間

## 【介護・介助が必要になった主原因】

| （単位：％）（複数回答） | 令和4年 | | |
|---|---|---|---|
| | 全体 | 男 | 女 |
| 脳卒中 | 12.3 | 15.6 | 9.7 |
| 心臓病 | 11.5 | 13.8 | 9.7 |
| がん | 7.9 | 11.0 | 5.6 |
| 呼吸器の病気 | 5.5 | 8.3 | 3.6 |
| 関節の病気（リウマチ等） | 10.3 | 4.6 | 14.6 |
| 認知症 | 5.1 | 5.5 | 4.9 |
| パーキンソン病 | 3.2 | 0.9 | 4.9 |
| 糖尿病 | 11.1 | 13.8 | 9.0 |
| 腎疾患 | 2.4 | 3.7 | 1.4 |
| 視覚・聴覚障害 | 9.5 | 11.9 | 7.6 |
| 骨折・転倒 | 17.4 | 10.1 | 22.9 |
| 脊髄損傷 | 7.9 | 8.3 | 7.6 |
| 高齢による衰弱 | 20.6 | 16.5 | 23.6 |
| その他 | 19.4 | 15.6 | 22.2 |

調査名：　令和４年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
調査対象：要介護認定者を除く65歳以上の男女2,650人
調査実施期間：令和４年１１月１６日～１２月１５日

## 【平均余命と平均自立期間】

（単位：歳）

| | | 平均余命 | 平均自立期間 | 平均余命と平均自立期間の差 |
|---|---|---|---|---|
| 秦野市 | 男性 | 82.9 | 81.1 | 1.8 |
| | 女性 | 87.6 | 83.9 | 3.7 |
| 神奈川県 | 男性 | 82.1 | 80.4 | 1.7 |
| | 女性 | 87.9 | 84.5 | 3.4 |
| 全国 | 男性 | 81.5 | 80.0 | 1.5 |
| | 女性 | 87.6 | 84.3 | 3.3 |

「平均余命」と「平均自立期間」

「平均余命」とは、ある年齢の人々が平均して今後何年生きられるかという年数（期待値）であり、「平均自立期間」とは、集団における各人の介護を要しない期間の平均値を指します。

出典:国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

# （10）　介護度の経年変化

要介護区分別人数前年比　**非更新・改善**　**悪化**　**維持**

| | | 区分別人数 | 令和５年度末の要介護区分（%） | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 非更新 | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | その他（喪失等） |
| 令和４年度末の要介護区分（%） | 要支援1 | 722 | 18.1 | 49.6 | 10.0 | 7.8 | 3.9 | 1.9 | 1.8 | 1.2 | 5.7 |
| | 要支援2 | 888 | 10.7 | 3.6 | 65.4 | 4.7 | 5.6 | 2.3 | 3.0 | 0.8 | 3.8 |
| | 要介護1 | 1,508 | 7.1 | 1.6 | 4.7 | 53.3 | 13.7 | 6.1 | 3.9 | 1.1 | 8.4 |
| | 要介護2 | 1,785 | 5.2 | 0.4 | 1.2 | 3.7 | 63.9 | 8.1 | 5.6 | 1.6 | 10.3 |
| | 要介護3 | 1,263 | 4.2 | 0.5 | 1.3 | 2.1 | 4.9 | 60.5 | 8.7 | 4.1 | 13.6 |
| | 要介護4 | 1,160 | 2.5 | 0.1 | 0.9 | 2.3 | 3.8 | 5.5 | 56.9 | 5.3 | 22.6 |
| | 要介護5 | 775 | 2.3 | 0.3 | 0.4 | 1.0 | 2.1 | 2.2 | 6.1 | 54.1 | 31.6 |

構成比（各年度の比較）　（単位：%）

| | R2↓R3 | R3↓R4 | R4↓R5 |
|---|---|---|---|
| 非更新＋改善 | 11.8 | 13.4 | 13.6 |
| 維持 | 58.1 | 54.7 | 58.4 |
| 悪化 | 16.3 | 17.2 | 14.9 |
| その他 | 13.7 | 14.8 | 13.1 |

出典：秦野市介護保険システムから作成

# (11)　ここまでのまとめ

- 今後も高齢化率は上昇が見込まれる
- ７５歳以上と８５歳以上を比較すると、その認定率は約２倍と大幅に増加
- ２０４０年までの推計によると、人口減少により、高齢者人口も減少するが、８５歳以上人口は２０２０年と比較して２倍以上になる
- 介護等が必要となったきっかけで、男女ともに多いのは「高齢による衰弱」、男性は「脳卒中」「心臓病」「糖尿病」、女性は「関節の病気（リウマチ等）」「骨折・転倒」が多い
- 介護度の経年変化によると、「維持」が多く、「非更新＋改善」は増えつつあるが、「悪化」がそれをやや上回っている状況⇒「非更新＋改善（＋維持）」の割合を増やすための取組を進め、「悪化」させない！

基本に立ち戻って、
**<u>介護保険法における</u>**

# ２　自立支援とは

# （1）　介護保険法の理念

基本を
おさらい

・第1条（目的）
　要介護状態となった人が、尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、必要なサービスを提供する

・第4条（国民の努力・義務）
　要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して、常に健康の保持増進に努める
要介護状態となった場合にも、進んでリハビリ等のサービスを利用し、その有する能力の維持向上に努める

# （2）　秦野市における自立支援の定義

高齢者に関わる様々な職種が統一的な方向性のもとにサービスを提供するため、秦野市高齢者ケア会議において秦野市における自立支援を次のとおり定義しています。

## 【秦野市における自立支援】

**自分の持っている生きる力を**
**最大限に活かせるように支援すること**

# （3）　介護予防・日常生活支援総合事業からの卒業実績

（単位：人）

| サービス内容＼年度 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①　通所A | 32 | 17 | 26 | 33 | 27 |
| ②　通所C | 23 | 17 | 4 | 4 | 5 |
| ③　通所リハ | 13 | 11 | 8 | 7 | 9 |
| ④　福祉用具貸与 | 17 | 26 | 38 | 34 | 30 |
| ⑤　訪問A | 17 | 15 | 9 | 11 | 9 |
| ⑥　訪問C | | 9 | 13 | 9 | 7 |
| ⑦　訪問看護 | 7 | 9 | 8 | 11 | 8 |
| ⑧　訪問リハ | 2 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 合計 | 111 | 110 | 113 | 117 | 104 |

出典：地域高齢者支援センター月間報告より作成

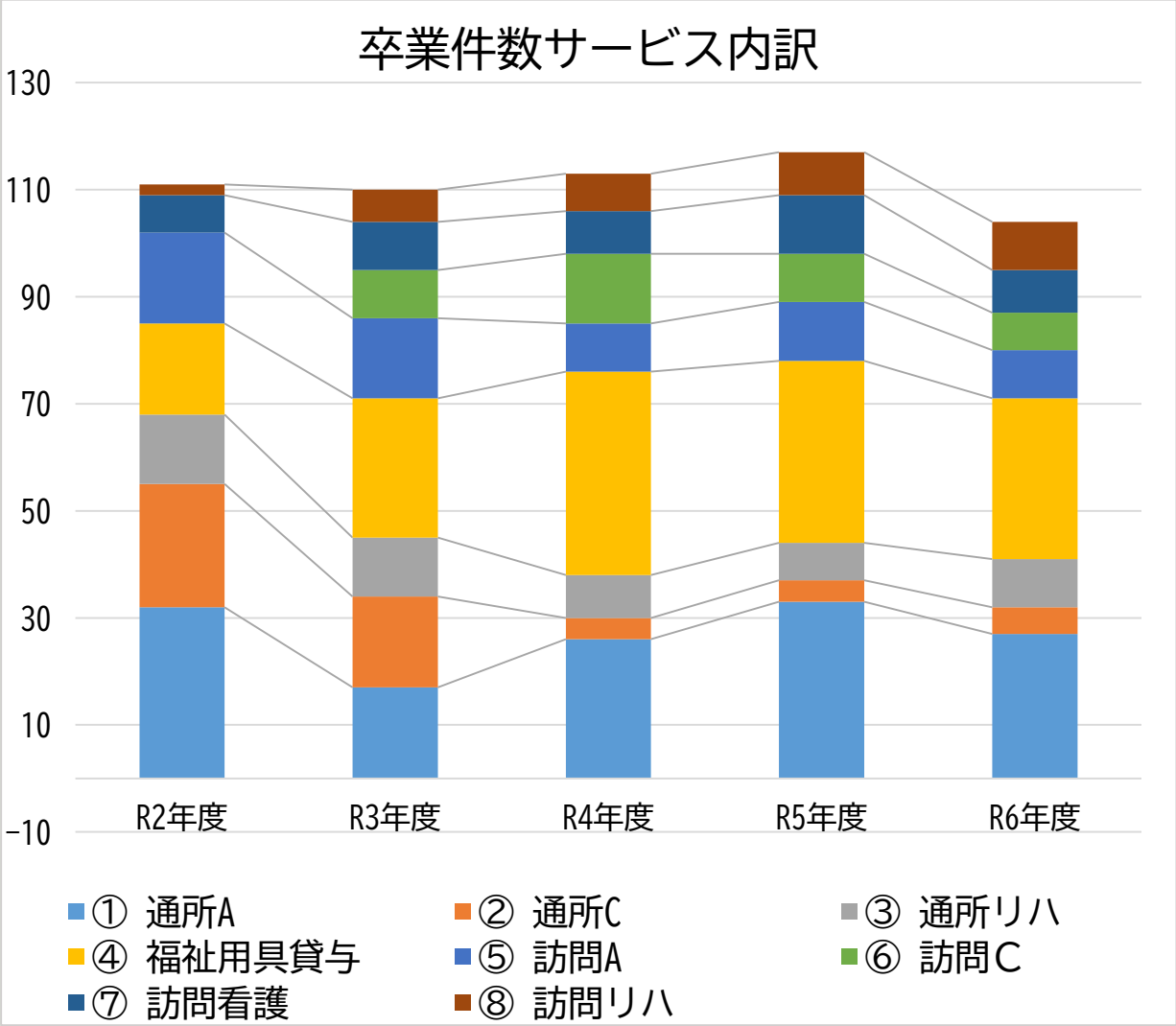

# ３　介護予防・
# 日常生活支援総合事業

# （1）　総合事業の全体像

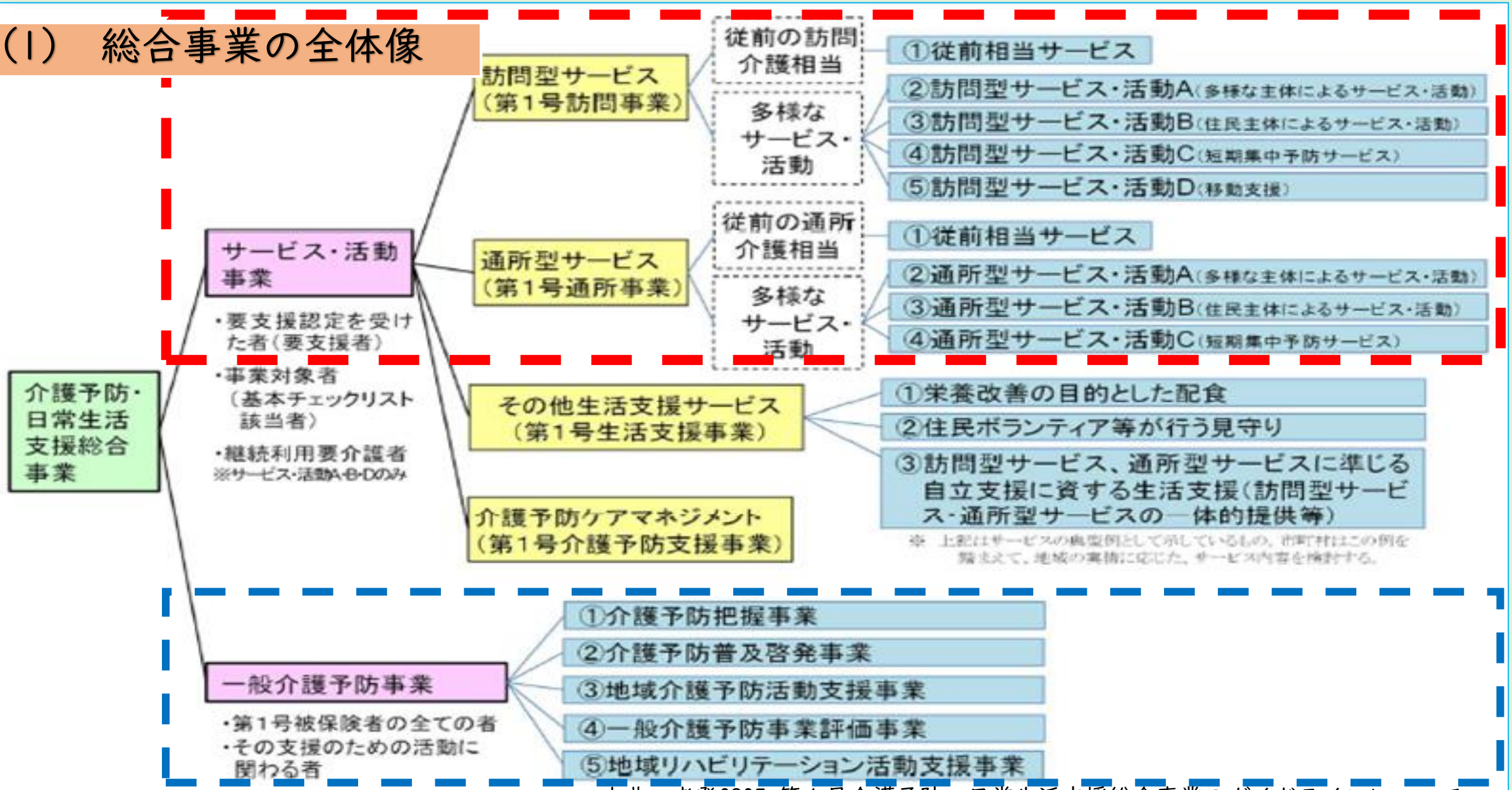


出典：老発0805 第４号介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて

# 3　介護予防・日常生活支援総合事業　（2）　実施要綱改正後の多様なサービス・活動の分類

○国が示す総合事業の類型について、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であること、**多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものであることを明確化。**

・高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）できるサービス、高齢者の日常生活支援を行うサービスなど、高齢者の目線に立ったサービスのコンセプトを軸とする多様な事業のあり方の例示
・予防給付時代の制度的分類にとらわれない、訪問と通所、一般介護予防事業、高齢者の保健事業や保険外サービスなどを柔軟に組み合わせた新たなサービス・活動モデルの例示
など、高齢者がその選択と参加の際にわかりやすく、また、市町村がこれまで国が示してきたサービス類型に縛られず総合事業を弾力的に展開できるような事業のあり方を検討することが必要である。

| 実施要綱改正後 | 従前相当サービス | 多様なサービス・活動 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | サービス・活動A（多様な主体によるサービス・活動） | | サービス・活動B、サービス・活動D（訪問型のみ）（住民主体によるサービス・活動） | サービス・活動C（短期集中予防サービス） | その他 |
| | | 指定 | 委託 | | | |
| 実施手法 | 指定事業者が行うもの（第１号事業支給費の支給） | | 委託費の支払い | 活動団体等に対する補助・助成 | 委託費の支払い | これらによらないもの（委託と補助の組み合わせなど） |
| 想定される実施主体 | ● 介護サービス事業者等（訪問介護・通所介護等事業者） | ● 介護サービス事業者等以外の多様な主体<br>● （介護サービス事業者等） | | ● ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体<br>● 当該活動を支援する団体 | ● 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等 | |
| 基準 | 国が定める基準※1を例にしたもの | サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの | | | | |
| 費用 | 国が定める額※2（単位数） | | サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額 | | | |
| | 額の変更のみ可 | 加算設定も可 | | | | |
| 対象者 | ● 要支援者・事業対象者 | ● 要支援者・事業対象者<br>● 継続利用要介護者 | | ● 要支援者・事業対象者<br>● 継続利用要介護者<br>※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定 | ● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が増大すると認められる者 | |
| サービス内容（訪問型） | 旧介護予防訪問介護と同様*<br>* 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる | ● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動<br>● 介護予防のための地域住民等による見守り的援助の実施<br>● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動　など<br>* 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能<br>● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてＢ・Ｄでの実施を想定）<br>ガイドライン改正 | | | ● 対象者に対し、３月以上６月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス | |
| サービス内容（通所型） | 旧介護予防通所介護と同様*<br>* 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる | ● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動<br>● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動<br>● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの<br>● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動　など<br>● 送迎のみの実施<br>ガイドライン改正 | | | | |
| 支援の提供者 | 国が定める基準による | 市町村が定める基準による | | | | |
| | 訪問型：訪問介護員等<br>サービス提供責任者<br>通所型：生活相談員、看護職員<br>介護職員、機能訓練指導員 | ● 地域の多様な主体の従事者<br>● 高齢者を含む多世代の地域住民<br>● （有償・無償のボランティア） | | ● 有償・無償のボランティア<br>● マッチングなどの利用調整を行う者 | ● 保健医療専門職 | |

出典：厚生労働省資料「令和６年度地域支援事業実施要綱等改正の概要」

# （3）総合事業における継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

| 1 実施要綱 | 2 ガイドライン | 3 ケアマネジメント | 4 包括センター |
|---|---|---|---|
| ○ | ○ | ○ | |

○　本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続できるようにする観点から、継続利用要介護者（介護給付を受ける前から継続的に総合事業を利用する要介護者）にあっては、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービス（サービスＢ・Ｄ）を利用できることとしている（令和３年４月施行(※)）。

（※）継続利用要介護者数：295人、継続利用要介護者に対する総合事業を提供する市町村数：59市町村（令和４年６月１日現在）
（出典）令和４年度老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備の実施状況に関する調査研究」（株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所）

○「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和５年12月７日）等を踏まえ、総合事業における多様な主体の参入の促進を図りながら、地域のつながりの中で高齢者自身が適切に活動を選択できるよう、見直しを行う。

**「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和５年12月７日）**
○　高齢者の日常生活と関わる地域の多様な主体の参画が進めば、高齢者自身に支援が必要となっても、さらには要介護状態や認知症となっても、地域でのこれまでの日常生活を自身の能力と選択に応じて継続できることにつながる。このような視点に立てば、継続利用要介護者の利用対象サービスを、住民主体サービスから広げていくことについて検討することが必要である。

**介護保険法施行規則の改正**

- 継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、継続利用要介護者が利用できるものとして**サービスＡを含める。**
- 継続利用要介護者の選択のもと、心身の状況等を踏まえたサービスが適切に提供されるよう、継続利用要介護者に対し総合事業を提供する際の基準に、**居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・地域ケア会議等との密接な連携**と**緊急時の対応**に関する規定を新設。

| | 訪問型・通所型 従前相当サービス | 訪問型・通所型 サービスA | 訪問型・通所型 サービスB | 訪問型・通所型 サービスC | 訪問型 サービスD |
|---|---|---|---|---|---|
| 内容 | 従前の予防給付相当 | 緩和された基準 | 住民主体 | 短期集中予防 | 住民主体の移動支援 |
| 対象 | × | ○（R6.4～） | ○（R3.4～） | × | ○（R3.4～） |

（注）継続利用要介護者のケアマネジメントは、従前と同様、原則として指定居宅介護支援事業者が本人の選択のもとで行う。
継続利用要介護者に対する総合事業に要する費用については、総合事業の上限額の個別協議の対象とする。　（通知により規定）

出典：厚生労働省資料「令和６年度地域支援事業実施要綱等改正の概要」

# （4）　秦野市におけるサービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス）

| | 訪問型サービス | 通所型サービス |
|---|---|---|
| 予防給付型サービス<br>（従前相当）<br>（開示時期　28年1月～） | ・介護保険事業所（指定）<br>※身体介護が必要な場合は、地域ケア会議で利用が適当であると認められる必要がある<br>※本市ではサービス・活動Ａ（基準緩和型）の指定を受けていない場合は従前相当サービス（予防給付）指定は更新しない方針 | |
| 基準緩和型サービス・活動<br>（サービス・活動Ａ）<br>（開示時期　28年4月～）<br>⇒P25 | ・介護保険事業所（指定）<br>・シルバー人材センター（委託）<br>内容：・入浴介助などの身体介助を行わないサービス。<br>・食事や掃除等の日常生活動作に支援が必要な人の居宅を訪問して、調理、洗濯、掃除などの生活援助を行う。 | ・介護保険事業所等（指定）<br>内容：・通所介護施設において、運動機能低傾向の人や家に閉じこもりがちな人を対象に、生活機能の向上のための機能訓練を行う。<br>・入浴介助などの身体介助は行わない |
| 住民主体型サービス・活動<br>（サービス・活動Ｂ）<br>（開示時期　28年4月～） | 秦野市独自のサービス<br>住民ボランティア団体等が運営するサービス<br>・地区社協（補助）<br>⇒P26 | 秦野市独自のサービス<br>・元気高齢者向けデイサービスを行う住民団体（補助）<br>⇒P27・28 |
| 短期集中サービス・活動<br>（サービス・活動C）<br>（開示時期　28年7月～） | ３～６か月で介護保険からの卒業を目指す<br>秦野市独自のサービス<br>1口腔機能の低下や栄養不足などの課題に対しての支援<br>2体力の低下や日常生活での動作に不安を抱える高齢者に対しての支援<br>⇒P30・31 | 秦野市独自のサービス<br>3～6か月の短期間に運動・栄養・航空等の要素を組み合わせたプログラムを集中的に提供<br>・介護保険事業所、フィットネス（委託）<br>⇒P32 |
| 訪問型移動支援サービス・活動<br>（サービス・活動Ｄ）<br>（開示時期　28年4月～） | ・通所Ｂ利用者の送迎<br>社会福祉法人、NPO法人（補助）<br>⇒P29 | |

## （4）ア　基準緩和型サービス・活動(サービス・活動Ａ)

| 基準緩和型訪問サービス・活動（サービス・活動Ａ） | |
|---|---|
| 内容 | ・入浴介助などの身体介助を行わないサービス。<br>・食事や掃除等の日常生活動作に支援が必要な人の居宅を訪問して、調理、洗濯、掃除などの生活援助を行う。 |
| サービス提供者 | (1) 秦野市の指定を受けた介護保険サービス事業者<br>(2) 秦野市と委託契約を締結した事業者（シルバー人材センター） |

| 基準緩和型通所サービス・活動（サービス・活動Ａ） | |
|---|---|
| 内容 | ・通所介護施設において、運動機能低傾向の人や家に閉じこもりがちな人を対象に、生活機能の向上のための機能訓練を行う。<br>・入浴介助などの身体介助は行わない |
| サービス提供者 | 秦野市の指定を受けた介護保険サービス事業者 |

## （4）　イ　住民主体型訪問型サービス・活動（サービス・活動Ｂ）…住民主体の生活支援

| | |
|---|---|
| 利用者の要件 | 次の要件すべてを満たす人<br>①市内に在住する６５歳以上の高齢者<br>②要支援者、事業対象者又は元気高齢者<br>※ただし、利用者の半数以上が要支援者又は事業対象者であること |
| サービス提供者の要件 | 次の要件すべてを満たす団体<br>①構成員が５人以上であり、かつ、構成員の半数以上が市内に在住・在勤・在学していること<br>②主な活動拠点が市内であること<br>③利用者宅への生活支援の定期的な訪問が可能であること。<br>④生活支援利用者の半数以上が要支援者又は事業対象者であること<br>⑤生活支援を行う人は、市の指定する研修を受けること |
| 実施方法 | 生活支援を行う住民ボランティア団体への活動経費の補助 |
| 補助額（年額） | １団体当たり上限１２万円 |
| 利用者負担 | サービス提供者が決定する |

## （4）　ウ　住民主体型通所サービス・活動（サービス・活動Ｂ）…住民主体の自立支援

| | |
|---|---|
| 利用者の要件 | 次の要件すべてを満たす人<br>①市内に在住する６５歳以上の高齢者<br>②要支援者、事業対象者又は元気高齢者<br>※ただし、利用者の半数以上が要支援者又は事業対象者であること<br>※継続利用要介護者についても団体との調整のうえ利用可能 |
| サービス提供者の要件 | 次の要件すべてを満たす団体<br>①構成員が５人以上であり、かつ、構成員の半数以上が市内に在住・在勤・在学していること<br>②主な活動拠点が市内であること<br>③週におおむね１回以上、かつ、１回当たりおおむね５時間以上の事業を行うこと |
| 実施方法 | デイサービスを行う住民ボランティア団体への活動経費の補助 |
| 補助額（年額） | １団体当たり上限８万円　（食材費を除く活動経費等） |
| 利用者負担 | 昼食代等実費 |

# （4）　ウ　住民主体型通所サービス・活動　いきがい型デイサービスの一日

みんなで
おしゃべり

踊りや
マジック鑑賞、
体操、カラオケ、
ぬりえ　etc

食事も
みんなで
いただきます

# （4）　エ　訪問型移動支援サービス・活動（サービス・活動Ｄ）…移動支援

| | | |
|---|---|---|
| 利用者の要件 | 次の要件すべてを満たす人<br>①通所型サービス・活動Ｂの利用者<br>②要支援者又は事業対象者、（継続利用要介護認定者含む）<br>③ケアマネジメントの結果、送迎を必要とする人 | |
| サービス提供者の要件 | ①福祉有償運送の登録を有する者<br>②高齢者の送迎について十分な知識と経験を有する者　（①、②いずれかで可） | |
| 実施方法 | 送迎を行う事業者への間接経費の補助 | |
| 送迎車両 | ①送迎を行う事業者の所有車両　　②公用車の無償貸与 | |
| 補助区分と補助額（年額） | 区分 | 補助額（年額） |
| | 送迎コーディネーター人件費 | 104,000円×１週当たりの稼働台数 |
| | 通信費 | 51,000円×１日当たりの稼働台数 |
| | 消耗品費 | 12,000円×１週当たりの稼働台数 |
| | 車両任意保険料 | 394,000円×（稼働日/365日） |
| 利用者負担 | なし | |

# （４）　オー①　短期集中予防訪問サービス（サービス・活動Ｃ）

## 元 気 な 自 分 を 取 り 戻 そ う ！

| おいしく食べよう歯っぴー訪問（口腔・栄養） | |
|---|---|
| 対象者 | 栄養改善又は口腔機能の向上に関する基本チェックリスト項目該当者 |
| サービス内容 | 専門職が自宅等を訪問し、口腔機能及び栄養上における課題の改善又は状態悪化の予防にかかる専門的な助言や食環境や口腔機能の改善を図るための提案等や地域資源や通いの場の紹介を行う。<br>サービスの提供回数は、ケアマネジメントに基づき、原則３か月間、状態に応じて最長３か月延長が可能。 |
| サービス提供専門職 | 管理栄養士、歯科医、歯科衛生士、言語聴覚士 |
| 利用者負担 | なし（実費負担生じることあり） |

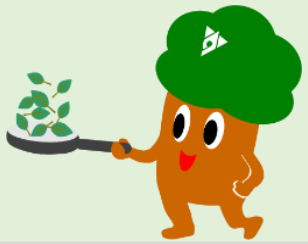

入れ歯を治すことが
とても大切と思った

むせることが、
気にならなくなった

体力・筋力がついて、
歩く距離が伸びた

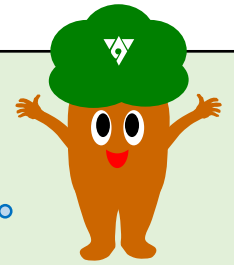

利用者の声

# （4）　オー②　短期集中予防訪問サービス（サービス・活動Ｃ）

**元　気　な　自　分　を　取　り　戻　そ　う　！**

| 元気をサポート！おうちリハ訪問（リハビリテーション） | |
|---|---|
| 対象者 | 訪問による専門職の指導を受けることで、生活機能の向上が見込め自立した生活が営める者 |
| サービス内容 | 運動等にリスクを抱える高齢者に対して、リハビリテーション専門職が生活の場における初期アセスメント及びモニタリングを実施し、生活状況の把握（状態評価）・対象者の予後予測・環境調整・運動指導・必要なサービスの選択に関する情報提供を行う。<br>訪問は原則３か月間、２回を限度とし、最長６か月までに実施。 |
| サービス提供専門職 | 理学療法士、作業療法士(委託及び委嘱) |
| 利用者負担 | なし |

**こんな方にお勧め**

フレイル・体力の低下

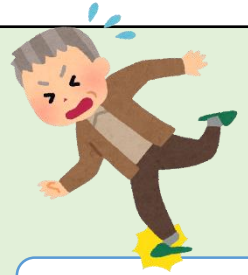

つまづくようになった

転倒経験

買い物やごみ出しなど、普段の生活が前より大変

生活困難

外出の頻度が減り、周りの人たちとの関わりが減った

閉じこもり

# （4）　カ　短期集中予防通所サービス（サービス・活動Ｃ）

**元　気　な　自　分　を　取　り　戻　そ　う　！**

| | |
|---|---|
| 対象者 | 基本チェックリスト項目該当者で通所により支援を受けることで生活機能の向上が見込め自立した生活が営める者 |
| サービス内容 | ３～６か月の短期間に、運動・栄養・口腔等の要素を組み合わせたプログラムを集中的に提供し、利用者が生活機能を向上させ介護保険を「卒業」することを目指す。<br>利用は介護予防ケアマネジメント計画に基づく回数で週１回もしくは週２回で、サービス提供者は「運動器の機能向上マニュアル」により、体力測定を行い評価する。 |
| サービス提供者 | 通所介護等に係る指定居宅サービス事業者の指定又は指定地域密着型サービス事業者の指定又は秦野市通所型サービス事業者の指定を受けている法人、もしくは医師やスポーツインストラクター等の資格を有している法人。<br>サービス提供は理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、看護師等の専門職 |
| 利用者負担 | なし（実費負担生じることあり） |

## (1)　総合事業の全体像

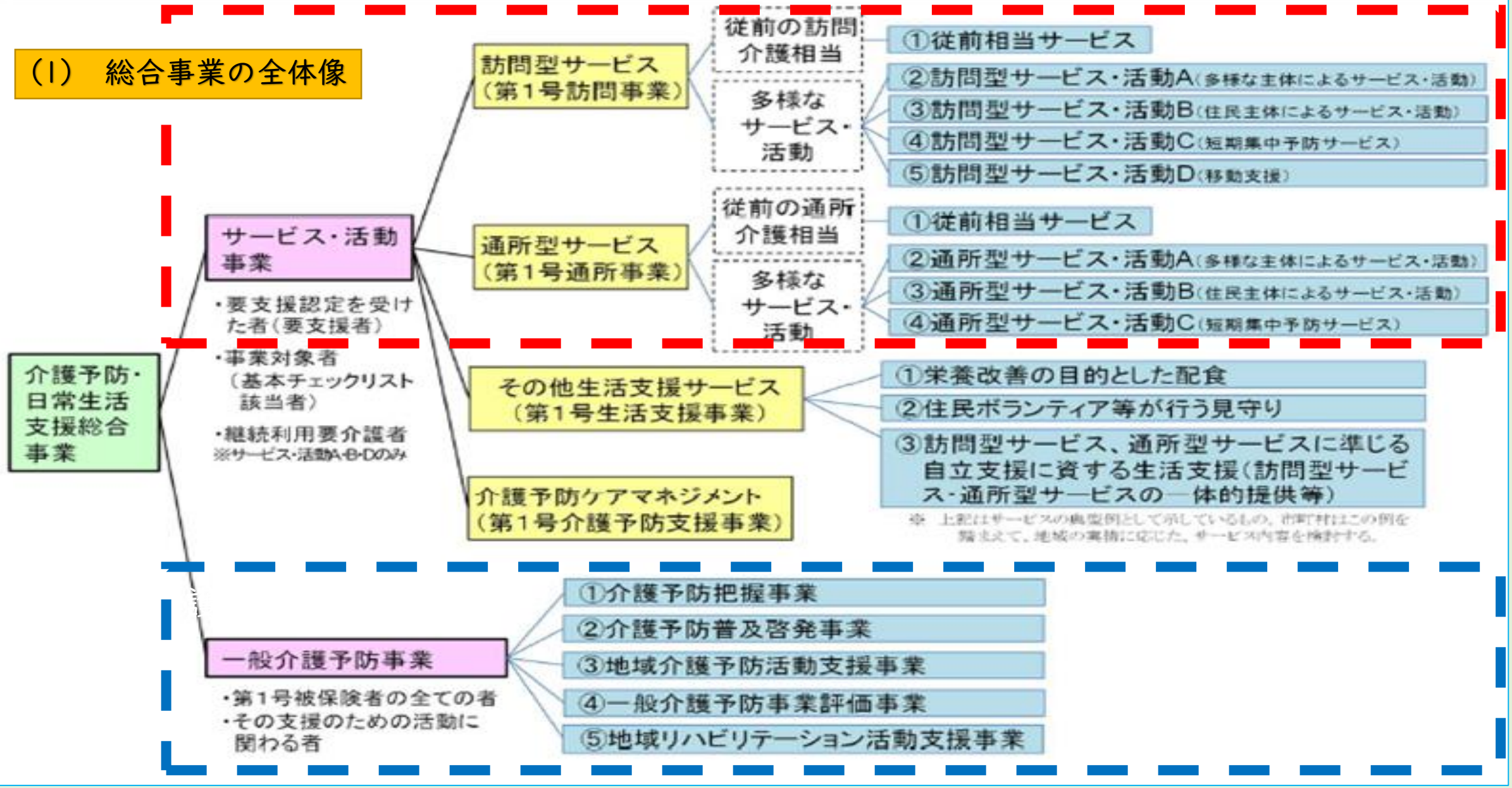


出典：老発0805 第４号介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて

# （5）　ア　介護予防施策等を通じた健康支援と生きがいづくり

| | |
|---|---|
| 介護予防講座 | 公民館等で、運動メニューを中心に口腔・栄養・認知症予防を取り入れた講座を開催。さらに、地域からの依頼に応じて住民主体の通いの場へ出向き、出前講座として介護予防・フレイル予防の普及啓発を推進 |
| 介護予防サポーターの育成・活動支援 | 「介護予防」を自ら実践し、介護予防に関する普及啓発活動を行うボランティアの育成及び活動を支援 |
| 地域リハビリテーション活動支援 | 地域のリハビリテーション専門職の協力のもと、介護予防や通所・訪問サービスなどの提供、地域ケア会議等、進行予防の推進や生活期リハビリテーションの質の向上と切れ目のない体制づくりを推進 |
| 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 | 国保データベース（ＫＤＢ）システム等のレセプトや介護・健診結果、後期高齢者質問票のデータ及び個人の健康状態や環境を分析し、生活習慣病等の重症化予防や介護予防支援を実施 |
| 地域介護予防活動支援 | 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指し、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を効果的に支援するため、活動経費の一部を補助 |
| 高年齢者の就労の促進 | ５５歳以上の就労相談窓口を開設し、個別相談や求人開拓による就労支援を実施 |

（5）　イ

令和７年度
シニアライフを楽しむ

# 介護予防カレンダー

【申込み・問合せ】
秦野市役所　高齢介護課　地域包括ケア担当
☎ 82－7394・FAX 84－0137

対象
６５歳以上
（一部６５歳未満も参加可）

MEMBER OF WHO Global Network for Age-friendly Cities and Communities
秦野市は「みんなにやさしいまち」エイジフレンドリーシティを目指しています。

## フレイルを知る・予防する

【申込み・問合せ】高齢介護課　☎８２－７３９４

### シニア元気度測定会　～フレイルチェック＆講座～

フレイルとは、「健康」と「要介護」の間の弱っている状態のことです。この時期に適切に対処することで、こころや身体の健康を取り戻すことができます。いつまでも元気に過ごすために、ご自分の今の状態をチェックしてみませんか。１日目はフレイル測定を行い、２日目はフレイル予防のポイントを専門職と一緒に学びます。

| 会　場 | 日　時 | 時　間 |
|---|---|---|
| 保健福祉センター | 7/16 水・24 木 | 13：30～15：30 |
| 東公民館 | 9/ 3 水・10 水 | |
| 保健福祉センター | 11/11 火・17 月 | |
| 広畑ふれあいプラザ | 令和８年 1/20 火・27 火 | |

### 姿勢改善で痛み予防教室

ストレッチや簡単な筋力エクササイズで身体を正しい姿勢やバランスにしましょう。腰痛や膝痛の予防・改善にもなります。

| 会　場 | 日　時 | | 時　間 |
|---|---|---|---|
| 南が丘公民館 | 7/ 9・16 | 水 | 10：00～11：30 |
| 広畑ふれあいプラザ | 8/19・26 | 火 | |
| 西公民館 | 9/12・19 | 金 | |
| 北公民館 | 10/23・30 | 木 | |
| サンライフ鶴巻 | 11/18・25 | 火 | |
| ほうらい会館 | 12/ 5・12 | 金 | |
| 堀川公民館 | 令和８年 2/ 3・10 | 火 | |

## 認知症を知る・予防する

【申込み・問合せ】高齢介護課　☎８２－７３９４

### 教えて先生！　認知症予防

丹沢病院の認知症専門医とデイケアスタッフから、認知症の正しい知識や予防、認知症を取り巻く環境への対応方法などを学ぶ講座です。

| 会　場 | 日　時 | | 時　間 |
|---|---|---|---|
| 本町公民館 | 7/ 9 | 水 | 14：00～15：30 |
| 大根公民館 | 10/ 8 | | |
| 上公民館 | 11/12 | | |
| 北公民館 | 12/10 | | |
| 蓑松児童センター | 令和８年 3/11 | | |

### 介護者セミナー

認知症の方との接し方や介護に役立つ情報を各専門家から学ぶ講座です。６５歳未満の参加も可。

| 会　場 | 日時・時間 | 内　容 |
|---|---|---|
| 本町公民館 | 11/28 金 13：30～15：00 | 高齢者施設の種類と選び方 |
| | 12/ 7 日 13：00～15：00 | 講演会「認知症の理解」 |
| | ＊10：00～12：00で認知症家族交流会を行います | |

### 脳の健康教室

週に１回の教室と毎日できる簡単な「読み書き、計算」で脳を活性化させましょう。仲間と一緒に「会話と学習」を楽しむ講座です。

| 会　場 | 日　程 |
|---|---|
| 鶴巻公民館 | 体験会　9/10　10：00～11：30<br>教　室　10/1 ～令和８年2/25 の５か月間 |
| 毎週水曜日の午前、１回３０分の教室です。<br>教材費　1,100円（税込）/月 | |

### 認知症について学ぶ講座（認知症サポーター養成講座）

認知症は誰にでも起こりうる症状です。自分のために、誰かのために、認知症のことや認知症の方の理解を深める入門的な講座です。

５人以上の集まりに講師が伺うこともできます。詳しくは高齢介護課までお問合せください。

| 会　場 | 日　時 | 時　間 |
|---|---|---|
| 曽我児童センター | 5/23 金 | 14：00～15：30 |
| 鶴巻公民館 | 6/26 木 | 14：30～16：00 |
| 本町公民館 | 10/22 水 | 10：00～11：30 |
| 保健福祉センター | 11/27 木 | 14：00～15：30 |
| 堀川公民館 | 12/12 金 | 13：30～15：00 |
| 地域交流センターふらっと（令和８年） | 1/28 水 | 10：00～11：30 |
| 南が丘公民館（令和８年） | 2/13 金 | 13：30～15：00 |

## 地域高齢者支援センター主催の教室

【申込み・問合せ】各地域高齢者支援センター

お住まいの地区以外の教室にも参加できます。講座の内容、費用、その他詳細は各地域高齢者支援センターまでお問合せください。

□は令和８年です

**本町地域高齢者支援センター　☎75－8907**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ほうらい会館 | 健康講座 | 転ばぬ先の杖！転倒予防のコツを知る | | | 6/24 | 火　13：30～15：00 |
| | | 香りでリラックス♪アロマで質のよい睡眠 | | | 10/28 | |
| | | 楽しく過ごす毎日へ 認知症予防 | | | 2/24 | |
| 末広ふれあいセンター | I e t' s ちょいトレ＆健康ミニ講座 | 4/ 8 | 6/13 | 6/10 | | 火　10：00～11：00 |
| | | 7/ 8 | 8/12 | 9/ 9 | | |
| | さわやか体操フォローアップの講師派遣あり | 10/14 | 11/11 | 12/ 9 | | |
| | | 1/13 | 2/10 | 3/10 | | |

**鶴巻地域高齢者支援センター　☎79－9040**

| | | | |
|---|---|---|---|
| ほっとワークつるまき | 老後に備えてみんなで勉強！ | 4/25 | 金　13：30～15：00 |
| | 小物づくりを楽しみながら介護予防 | 5/23 | |
| | 音楽の力　音楽療法で脳活性化 | 6/27 | |
| | 楽しい！ぱびぷ脳トレ | 9/26 | |
| | 今さら聞けないお葬式について | 10/24 | |
| | お口の健康はすべての健康 専門職による勉強会 | 11/28 | |
| | 花粉症予防！くらしにアロマを！リラックス | 1/23 | |
| | リハビリ専門職に学ぶ身体の動かし方のポイント | 3/27 | |

**南地域高齢者支援センター　☎84－2250**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 南公民館 | 音楽療法 | 9/24 | 水 | 13：30～15：00 |
| | | 2/18 | | |

**西地域高齢者支援センター　☎73－5751**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 堀川公民館 | 喜楽会（きらくかい） | 4/11 | 金 | 14：00～15：15 |
| | 編トレや作品作りなど、ミニ講座を開催します | 10/10 | | |
| 西公民館 | 喜楽会（きらくかい） | 7/17 | 木 | |
| | | 11/13 | | |

**東・北地域高齢者支援センター　☎81－0990**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 戸川児童館 | ①健康チェック・健康相談<br>②健康体操　ストレッチ<br>イスに座って無理なく身体を動かし認知症予防！ | 4/10 | 5/ 8 | 6/12 | 木　10：00～11：00 |
| | | 7/10 | 9/11 | 10/ 9 | |
| | | 11/13 | 12/11 | 1/ 8 | |
| | | 2/12 | 3/12 | | |

## 地域で楽しく集う

いつもの毎日を楽しい毎日に

【申込み・問合せ】高齢介護課　☎８２－７３９４

### うぐいす体操会

仲間と楽しく作り上げていく体操会です。月に２回、さわやか体操ゆっくりバージョンやストレッチ、筋トレ、お口の体操など行います。　（鶴巻公民館と平沢児童館は室内靴をご用意ください）

申込み不要　参加費無料

| 会　場 | 日　程 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月（令和８年） | 2月 | 3月 | 時　間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東公民館 | 火曜日 | 8・22 | 13・27 | 10・24 | 8・22 | 12・26 | 9・30 | 14・28 | 11・25 | 9・23 | 13・27 | 10・24 | 10・24 | 10：00～11：00 |
| 鶴巻公民館 | 木曜日 | 10・24 | 8・22 | 12・26 | 休 | 14・28 | 11・25 | 9・23 | 13・27 | 11・25 | 8・22 | 12・26 | 12・26 | |
| 平沢児童館 | 金曜日 | 11・25 | 9・23 | 13・27 | 4・18 | 休 | 12・26 | 10・24 | 7・21 | 5・19 | 9・23 | 13・27 | 13 | |

### いきいきライフ交流会

月に１回、仲間とおしゃべりをしながら、ボランティアを中心に脳トレや軽い体操、レクリエーションなどを行います。
「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げてみませんか。（室内靴と飲み物をご用意ください）

申込み不要　参加費無料

| 会　場 | 日　程 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月（令和８年） | 2月 | 3月 | 時　間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 保健福祉センター | 金曜日 | 休 | 9 | 13 | 11 | 休 | 12 | 10 | 14 | 10（水） | 9 | 13 | 13 | 13：30～15：00 |

### 広畑エンジョイカレッジ

広畑ふれあいプラザでは、曜日により筋力維持や認知症予防につながる様々なフレイル予防の講座を、第１・２・４週の月・水・木・金曜日に開催しています。お気軽にご参加ください。

申込み不要　参加費無料

広畑エンジョイカレッジの問合せ
広畑ふれあいプラザ　☎77－6061

| 会　場 | 内　容 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 時　間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 広畑ふれあいプラザ | コグニサイズ | 月 | 7・14・28 | 12・26 | 2・9・23 | 7・14・28 | 4・25 | 1・8・22 | 13：30～14：30 |
| | ボッチャで遊ぼう | 水 | 2・9・23 | 7・14・28 | 4・11・25 | 2・9・23 | 6・27 | 3・10・24 | |
| | さわやか体操 | 木 | 3・10・24 | 8・22 | 5・12・26 | 3・10・24 | 7・28 | 4・11・25 | |
| | 脳トレ | 金 | 4・11・25 | 9・23 | 6・13・27 | 4・11・25 | 1・8・22 | 5・12・26 | |
| | 内　容 | | 10月 | 11月 | 12月 | 令和８年 1月 | 令和８年 2月 | 令和８年 3月 | |
| | コグニサイズ | 月 | 6・27 | 10 | 1・8 | 5・26 | 2・9 | 2・9・23 | |
| | ボッチャで遊ぼう | 水 | 1・8・22 | 5・12・26 | 3・10 | 7・14・28 | 4・25 | 4・11・25 | |
| | さわやか体操 | 木 | 2・9・23 | 6・13・27 | 4・11 | 8・22 | 5・12・26 | 5・12・26 | |
| | 脳トレ | 金 | 3・10・24 | 14・28 | 5・12 | 9・23 | 6・13・27 | 6・13・27 | |

### ミニデイサービス

介護予防や生きがいづくりを目的として、住民ボランティアが運営するデイサービスです。体操や講話、世代間交流、食事会などの活動を行っています。ボランティアスタッフも募集中。　対象者は、市内在住でご自分で通うことができる方です。

| 会　場 | 住　所 | 日　程 | 時　間 | 費　用 |
|---|---|---|---|---|
| おおね荘（大根公民館内） | 南矢名３－１６－２２ | 毎週水曜日（第５週休み） | ９：３０～１５：００<br>会場により異なります | 食費<br>４００～５００円/日<br>会場により異なります |
| あずま荘 | 寺山４６６－２ | 第１・３水曜日 | | |
| かわじ荘 | 八沢６２６－１ | 第２・４水曜日 | | |
| くずは荘 | 羽根５３４ | 第２または４火曜日 | | |
| ほりかわ荘 | 堀川５７９－１ | 第１・３木曜日 | | |
| 末広ふれあいセンター | 末広町６－５３ | 第２金曜日・第４月曜日 | ＊ほりかわ荘は午前のみ | ＊ほりかわ荘は食事提供なし |

**ボランティアスタッフ募集**

ミニデイサービス、いきがい型デイサービスではボランティアスタッフを募集しています。

昼食の調理や参加者の話し相手、一緒にレクリエーションや軽い体操など行います。

年齢・性別は不問です。お気軽に高齢介護課までお問合せください。

### いきがい型デイサービス

住民ボランティアが運営するデイサービスで、週に１回、さまざまなレクリエーションや軽い体操、仲間との雑談や食事をとったりして、１日を楽しく過ごします。ボランティアスタッフも募集中。
対象者は、市内在住で要介護認定を受けていない方です。

| 会　場 | 住　所 | 日　程 | 時　間 | 費　用 |
|---|---|---|---|---|
| 広畑ふれあいプラザ | 下大槻１７４－４ | 月・水・木・金 曜日 | １０：００～１５：００ | 食費 ４００円/日 |
| 保健福祉センター | 緑町１６－３ | 月・水 曜日 | | 食費 約６００円/日 |

**地域で活動している団体に無料で講師派遣します**
**詳細は高齢介護課までお問合せください**

### はだのさわやか体操でフレイル予防

４つの体操を組み合わせてトータル３０分の内容です。
筋力、柔軟性、バランス感覚の向上を目指しましょう！

- かながわ健口（けんこう）体操（神奈川県）
- ストレッチ体操（リハビリテーション専門職考案）
- 筋力アップ体操（リハビリテーション専門職考案）
- はだのさわやか体操ゆっくりバージョン（東海大学体育学部考案）

出張指導実施条件
・５人以上のグループ
・DVDが見られる環境
・原則週１回実施（３か月間）

対象となるグループにはDVDをプレゼントします

### 出前講座

ご友人・サークルなどの集まりに講師がお伺いして、様々な講座を実施します。いつもの集まりに楽しみをプラスしてみませんか。

- フレイル予防（講義と１１項目別チェック）
- 頭と体を使って楽しく認知症予防（コグニサイズ）
- 知って得する個口生活
- 美味しく、楽しく、らくらくご飯
- 思い出語りで脳の活性化（回想法）

他、ポールウォーキング、笑いヨガ、介護保険制度など

対　象：市内在住６５歳以上の高齢者を含む５人以上の団体
会　場：申込者で手配をお願いします。（駐車場を含む）
申込み：日程調整のため、１か月前までにお申込みください。

# （5）　ウ　フレイル予防の重要性

## フレイルって何だろう？

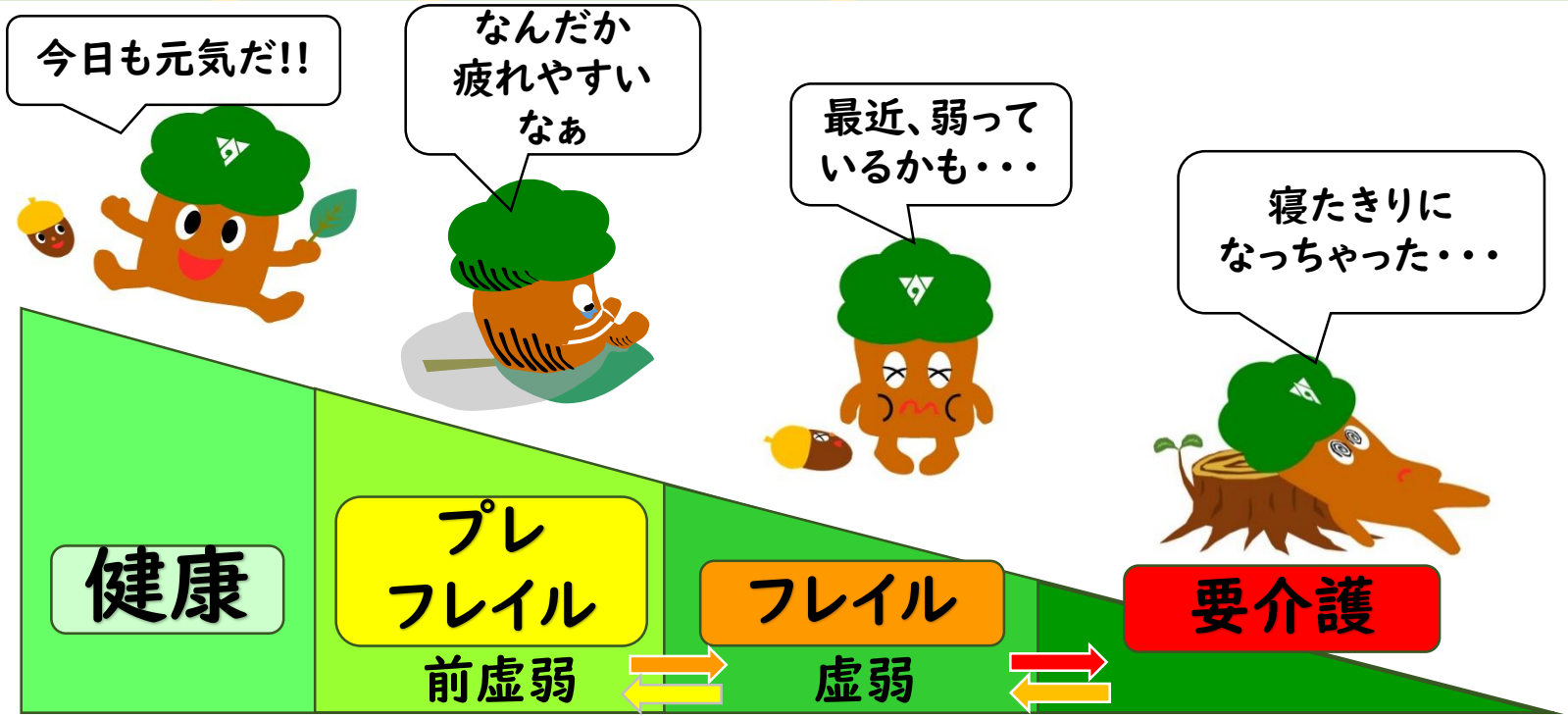


フレイルとは、健康な状態と要介護状態のちょうど真ん中の状態のこと。
フレイルの段階で適切に対処すれば、心身の健康を取り戻すことができます。

- 定期的に運動を行う
- しっかり噛んで十分な栄養をとる
- 社会と交流の輪を広げる

# （5）　エ　はだのさわやか体操でフレイル予防

地域のリハビリテーション専門職と東海大学で介護予防につながる３０分の介護予防体操ＤＶＤを作成

内容　①かながわ健口体操
②ストレッチ（リハ専門職考案）
③筋力アップ体操（リハ専門職考案）
④はだのさわやか体操ゆっくりVer（東海大学体育学部考案）

以下の団体に無料で講師派遣（実施方法は各団体と調整）

- ５人以上の週１回以上体操を実施する団体で
- ＤＶＤが見られる環境がある

地域住民が自分たちで３０分のＤＶＤを見ながら体操ができるよう支援

介護予防支援事業所での活用支援

# （5）　オ　「通いの場」の推進

地域住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して
**「生きがいづくり」「仲間づくり」**の輪を広げる場所

## 地域介護予防の拠点

生きがい・楽しみ

社会とのつながり

交流（孤独・孤立予防）

認知機能低下を予防

運動能力のアップ

心肺機能の維持向上

口腔機能の向上

食生活の見直し

# （5）　オ　①　市内には、どれくらい「通いの場」がある？

| 小学校区 | 箇所 | 小学校区 | 箇所 |
|---|---|---|---|
| 本町小 | 9 | 大根小 | 12 |
| 末広小 | 9 | 広畑小 | 9 |
| 南小 | 9 | 鶴巻小 | 23 |
| 南が丘小 | 11 | 西小 | 6 |
| 東小 | 10 | 堀川小 | 17 |
| 北小 | 13 | 上小 | 6 |
| 渋沢小 | 23 | 計 | 157 |

小学校区ごとの通いの場（R7.4月現在）
地域介護予防活動補助金団体及びさわやか体操実施団体（重複あり）
（活動場所が市外の団体は除く）

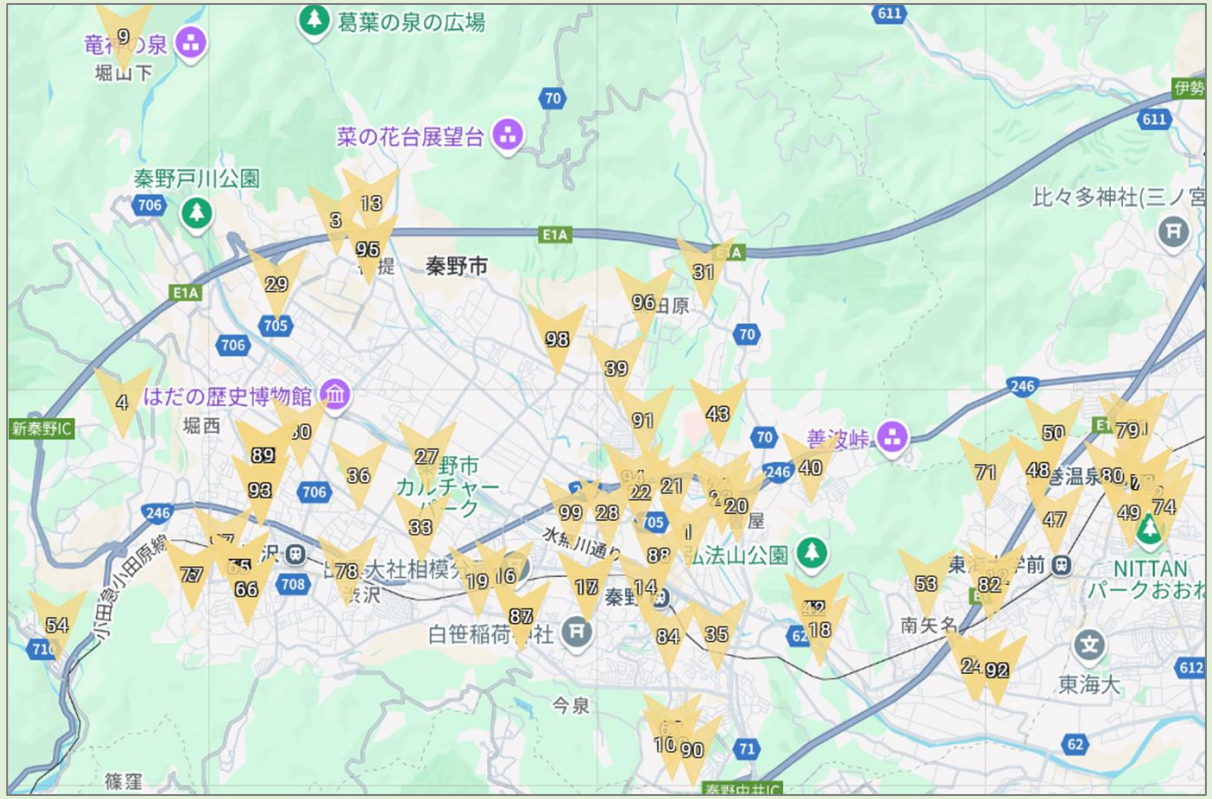


（参考）AYAMUにおける通いの場一覧マップ

# ４　そのほかの取組

# （1）　地域ケア会議

## 「地域ケア会議」の5つの機能

**個別ケースの検討**　　**地域課題の検討**

地域包括ケアシステムの実現による**地域住民の安心・安全とQOL向上**

**機能**

個別課題解決機能 → ネットワーク構築機能 → 地域課題発見機能 → 地域づくり・資源開発機能 → 政策形成機能

←実務者レベル　　代表者レベル→

**具体的内容**

■地域包括支援ネットワークの構築
■自立支援に資するケアマネジメントの普及と関係者の共通認識
■住民との情報共有
■課題の優先度の判断
■連携・協働の準備と調整

■潜在ニーズの顕在化
・サービス資源に関する課題
・ケア提供者の質に関する課題
・利用者、住民等の課題　等
■顕在ニーズ相互の関連づけ

■需要に見合ったサービスの基盤整備
■事業化、施策化
■介護保険事業計画等への位置づけ
■国・都道府県への提案

■自立支援に資するケアマネジメントの支援
■支援困難事例等に関する相談・助言
※自立支援に資するケアマネジメントとサービス提供の最適な手法を蓄積
※参加者の資質向上と関係職種の連携促進
→サービス担当者会議の充実

■有効な課題解決方法の確立と普遍化
■関係機関の役割分担
■社会資源の調整
■新たな資源開発の検討、地域づくり

自助・互助・共助・公助を組み合わせた地域のケア体制を整備

**規模・範囲・構造**

**個別事例ごとに開催**

検討結果が個別支援にフィードバックされる

**日常生活圏域ごとに開催**

**市町村・地域全体で開催**

個別事例の課題解決を蓄積することにより、地域課題が明らかになり、普遍化に役立つ

市町村レベルの検討が円滑に進むよう、圏域内の課題を整理する

地域の関係者の連携を強化するとともに、住民ニーズとケア資源の現状を共有し、市町村レベルの対策を協議する

※地域ケア会議の参加者や規模は、検討内容によって異なる。

# （1）　地域ケア会議　　【自立支援型】個別プラン検討型地域ケア会議

| | |
|---|---|
| 検討事例 | **自立支援に向けた取り組みの検討を要するケース** |
| | ○介護予防や自立支援に関する事例を抽出し、多職種による様々な視点でアプローチ方法を検討したい事例 |
| | ○事例提供者の課題意識やアセスメントが比較的できている事例 |
| | ○終末期、処遇困難、認知症、精神疾患のケースを除く |
| 会議回数 | 包括主催（年５回×３～４包括合同） |
| 助言者 | ケアマネ、通所事業所、訪問介護事業所、その他医療・介護関係者、生活支援コーディネーター、リハ職・歯科医師・管理栄養士 |
| | 市　（歯科衛生士・管理栄養士・保健師（看護師））） |
| 参加者 | その他医療・介護関係者 |

# （2）　多様な人材の参入促進に向けた研修等の実施

| 研修名 | 内容 | 受講時間、又は受講日数 |
|---|---|---|
| 地域支え合い型認定ドライバー養成研修 | 高齢者等の外出支援を行うボランティアを養成する研修<br>　年２回　６月と１１月に開催 | ３日間コース |
| 認定ヘルパー研修 | 総合事業訪問型サービスの担い手を養成する研修<br>　年１回　７月に開催 | ２日間 |
| 生活援助従事者研修 | 掃除、洗濯、調理や身体介助等の支援に必要な知識を習得<br>　年１回　１月以降に予定 | ５９時間 |

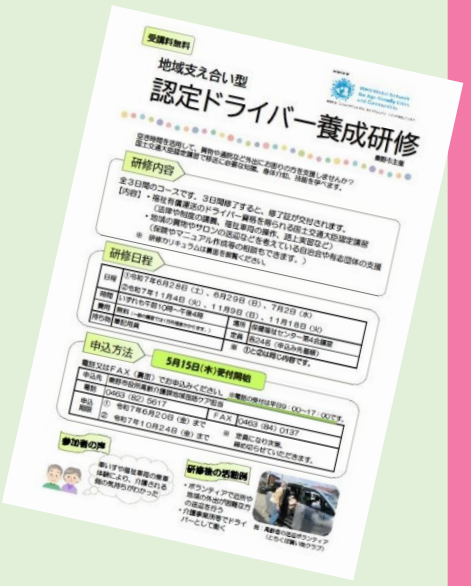


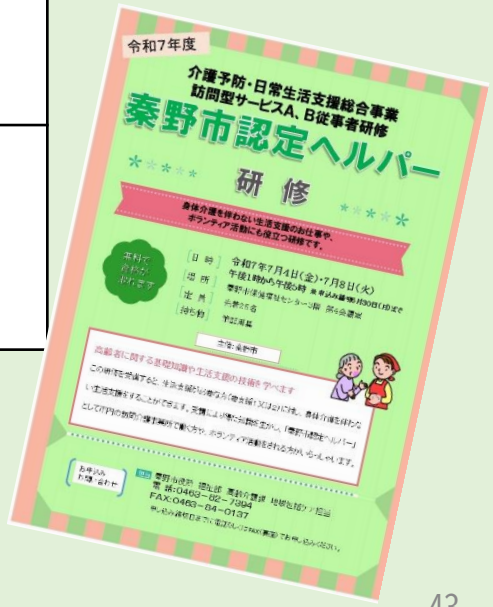

# （3）　地域支えあい型認定ドライバーによる高齢者の移動支援の実例

研修

「地域支え合い型認定ドライバー養成研修」

福祉有償運送事業者でドライバーとして働ける、
国土交通省の認定講習　＋　秦野市独自のカリキュラム

研修修了後

事業所等で
ドライバーとして就労

- 福祉有償運送
- デイサービス
- 訪問型サービス・活動D

など

地域で移動支援
ボランティアとして活動

- とちくぼ買い物クラブ
- 菩提買物支援隊
- ひろはた買物サポート
- 送迎ボランティア「おたすけ隊」

# （4）　ア　秦野市地域資源情報共有システム「Ａｙａｍｕ」

一元的に
管理・共有

- 医療・介護サービス情報等
- 地域サロン等のインフォーマルサービス

R6.7～
一般公開

## 関係者向け

- 法改正や介護事業に関するニュース
- 掲示板
- 日程調整

- 地域資源情報（非公開情報含む）

## 市民向け「なでしこLink」

- 地域資源情報（公開可能情報のみ）

# （4）　イ　市民向けサイト「なでしこLink」の活用方法〉

① なでしこLink で検索

② 調べたい項目について検索

▸リスト表示

▸マップ表示

▸詳細情報

## (5)　ア　認知症基本法

### ◆　共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月1日施行）

**目的**　認知症の人が尊厳を保持し、希望をもって暮らすことができるよう施策を推進する。

**認知症施策推進基本計画**（令和6年12月3日閣議決定）

・基本法に明記された「共生社会の実現」をめざす。
・認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進する。

**重点目標**

1　国民の**「新しい認知症観」の理解**

2　認知症の人の**意志等の尊重**

3　認知症の人・家族等が**他の人々と支えあいながら**地域で安心して暮らすことができる

**新しい認知症観**

1　我がこと、お互いさま、向き合う、備える。
2　わかること、できることが豊富にある。
3　本人の声は出せる／声を聞く。
4　本人が一番困っている、本人なりの意味がある。
5　人権重視、自由と安全のバランス
6　本人が決める（決められるように支援）
7　本人は支え手でもある、経験者として大切。
8　地域の一員として暮らし、活躍。
9　認知症でも自分は自分、自然体にオープンに
10　楽しい、のびのび、あきらめず、希望がある。

# （5）　イ　秦野市の主な認知症施策の取組「認知症とともに歩む地域づくり」

## 認知症サポーター等養成

一般公開型講座と出前型講座で実施。地域住民、公共交通機関等地域の団体、学校等でも開催中。

地域住民向け講座を企画実施したい施設・事業者、募集中。

本町中学校3年生に実施

## 認知症ガイドブック(ケアパス)

認知症の進行状況に応じて、受けられる医療や介護サービス、相談について、また認知症に関することや予防方法、地域資源などを掲載。

本人・家族の声も掲載予定

## オレンジカフェ・つどい　拡大

認知症の本人や家族、地域住民などが集い、交流や情報交換ができる他、社会とつながることができる場としても開催。随時拡大。

実施したい施設・事業者を募集中。

## 本人ミーティング

R5～開始
R6・7拡大

認知症の本人が自らの体験や希望、必要としていることを語り合う場として開催。

本人から定期開催を求める声あり、R7年拡大して開催。

本町公民館
「ボッチャ交流会」

## 認知症月間での普及啓発　拡大

9月の認知症月間にあわせて市内各地でで展示やイベント開催。展示作品も募集中。

医療機関展示／まほろば大橋時計塔ライトアップ

# （6）　介護サービスの円滑なサービス利用のための取組

【秦野市からのお願い】

在宅医療・介護サービスを利用する皆様へ

ハラスメント行為は在宅医療・介護職員の心身を傷つける行為です。
暴力・ハラスメントが発生すると、皆さまへの質の高いサービス提供ができなくなるだけでなく、サービスの継続そのものが難しくなります。
秦野市は、在宅医療・介護関係者との連携体制の元、良質かつ安定的な介護サービスの提供体制の構築に努めるとともに、サービスを必要とする方が必要なサービスを利用できるようにする観点から、在宅医療・介護現場におけるハラスメントの問題に対応してまいります。
住み慣れた地域で安心して、サービスを利用しながら、暮らしていただくために、暴力・ハラスメント防止に、ご理解とご協力をお願いします。

どのような行為が 暴力・ハラスメント に当たるかは裏面を確認！

## これらは 暴力・ハラスメント です

ハラスメント行為を繰り返すと
「介護サービスを使えなくなる」場合があります。

**身体的暴力**　身体的な力を使って危害を及ぼす、またはその恐れのある行為

- ⊙ものを投げる
- ⊙つばを吐く
- ⊙たたく、ける
- ⊙刃物を向ける
- ⊙ひっかく、つねる
- など

**精神的暴力**　個人の尊厳や人格を、言葉や態度によって傷つける、また、その恐れがある行為

- ⊙大声を出す・怒鳴る
- ⊙威圧的な態度をとる
- ⊙特定の職員に嫌がらせする
- ⊙業務外の理不尽なサービスを要求・強要する
- ⊙過剰なサービスを要求・強要する　など

**セクシャルハラスメント（セクハラ）**　性的な嫌がらせ

- ⊙必要もなく体に触る
- ⊙ひわいな言動を繰り返す
- ⊙性的な話をする
- ⊙好意的態度を要求する

**カスタマーハラスメント（カスハラ）**　不当な要求で業務を妨害する行為

- ⊙土下座を要求する
- ⊙執拗な言動を繰り返す
- ⊙業務を妨害するほど長時間の電話をする
- ⊙拘束的な行動をとる（居座り、監禁など）

高齢化の進行に伴い、ますます医療や介護のニーズが高まる中、今後も在宅医療・介護サービスを継続して提供していくためには、在宅医療・介護職員が、安心・安全に働くことのできる環境づくりが重要となります。
お互いに信頼関係を築き、在宅医療・介護サービスの円滑な継続利用につなげましょう。

発行　秦野市　福祉部　高齢介護課

# 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた方向性

○ 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。

○ 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。

○ 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。

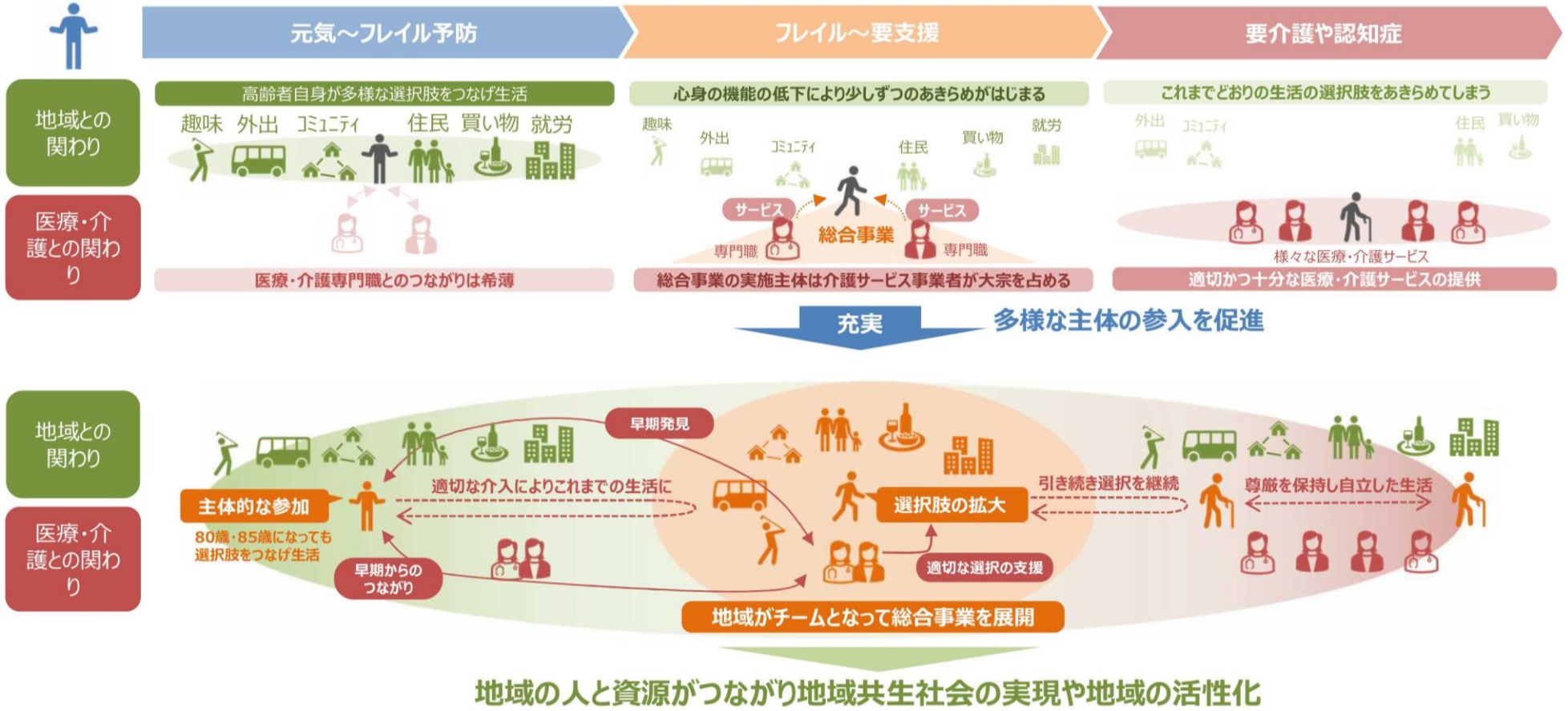


1

出典：介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要）

# 地域包括ケアについて

○ この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの５つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。

○ 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。

○ 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。

出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

# ご参加ありがとうございました。

## アンケートへのご協力をお願いします

URLまたはQRコードから、本日の感想・質問等をお聞かせください。
いただいたご質問については、取りまとめのうえ、メールで回答するとともに、市ホームページにも掲載します。

（アンケートＵＲＬ）https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142115-u/offer/offerList_detail?tempSeq=97285